

(別紙3)

### 貸与制移行後の貸与月額について(案)

現行給費制における給与・手当の種類と支給額			
給与月額(本俸)	I種試験採用者との均衡や修習生の平均的な年齢等を考慮し、長年にわたり、現在のような格付け(行(一)3/3と3/4の間)が採られてきた。	20万2900円	
調整手当	民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に対して支給される手当であり、これにより地域における民間の賃金水準との均衡を図るとともに、物価、生計費を異にすることによる実質的な給与の均衡を維持するもの。	1万3000円 (平均額)	
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に対して支給される手当であり、寒冷・積雪によるこれらの地域に勤務する職員の冬期間における暖房用燃料費等生計費の増嵩分を補填するもの。	1000円 (平均額)	
期末手当	賞与(一律支給)に相当するものではあるが、盆、暮等の生計費の増嵩を補填する趣旨で支給されていた生活補給金等の一時金の支給の延長に位置付けられ、生活補助給としての性格も有している。	4万2000円 (平均額・月割)	
勤勉手当	賞与(成績査定分)に相当するものであり、職員の勤務成績に応じて支給される。	2万0000円 (平均額・月割)	
扶養手当	職員が扶養親族を有することにより生ずる生計費の増嵩を補助するものであり、基本給たる給与を補完するもの(職員の届出必要)。	配偶者1万3500円 子2人まで1人につき6000円 子3人以上1人につき5000円	
住居手当	住居面における職員の出費を補填するもの(職員の届出必要)。	家賃の約半額 (上限額2万7000円)	
通勤手当	職員の通勤に要する経費を補助するものであり、実費弁償的性格が強い(所得税法上も10万円を限度として非課税)(職員の届出必要)。	交通費実費 (上限額5万5000円)	実費負担

貸与制における貸与月額			
給与月額相当分	20万円		3段階の 貸与月額
調整手当相当分			18万円～ 20万円
寒冷地手当相当分	5万円		23万円～ 25万円
期末手当相当分			28万円～ 30万円
勤勉手当相当分	不支給		
扶養手当相当分	5万円		
住居手当相当分			
通勤手当相当分	旅費として 支給		